

## 議案第 6 号

埼玉県西部地域まちづくり協議会構成市による公の施設の相互利用のための関係条例の整備に関する条例

(狭山市市民会館条例の一部改正)

第 1 条 狭山市市民会館条例（昭和 5 4 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 8 項中「及び入間市」を「、入間市及び日高市」に改める。

(狭山市市民健康文化センター条例の一部改正)

第 2 条 狭山市市民健康文化センター条例（平成 1 3 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 項中「及び入間市」を「、入間市及び日高市」に改める。

(狭山市市民交流センター条例の一部改正)

第 3 条 狭山市市民交流センター条例（平成 2 3 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 項中「及び入間市」を「、入間市及び日高市」に改める。

(狭山市立児童館条例の一部改正)

第 4 条 狭山市立児童館条例（昭和 5 1 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「及び入間市」を「、入間市及び日高市」に改める。

(狭山市立老人福祉センター条例の一部改正)

第 5 条 狭山市立老人福祉センター条例（昭和 4 4 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項及び別表中「及び入間市」を「、入間市及び日高市」に改める。

(狭山市ふれあい健康センター条例の一部改正)

第 6 条 狭山市ふれあい健康センター条例（平成 9 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 項中「及び入間市」を「、入間市及び日高市」に改める。

(狭山市農村環境改善センター条例の一部改正)

第 7 条 狭山市農村環境改善センター条例（昭和 6 0 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「及び入間市」を「、入間市及び日高市」に改める。

(狭山市都市公園条例の一部改正)

第8条 狭山市都市公園条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項の表摘要の欄中「及び入間市」を「、入間市及び日高市」に改める。

(狭山市民総合体育館条例の一部改正)

第9条 狭山市民総合体育館条例（昭和57年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表備考第1項中「及び入間市」を「、入間市及び日高市」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた施設の利用申請に係る利用許可については、なお従前の例による。

平成31年2月20日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

埼玉県西部地域まちづくり協議会に日高市が加入し、同協議会の構成市が公の施設の相互利用に関する協定を締結することに伴い、関係する条例について所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。